

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成3年1月から同年12月までの期間を34万円、5年1月から同年9月までの期間を26万円、同年10月から6年12月までの期間を30万円、7年1月から8年12月までの期間を28万円、9年1月から14年9月までの期間を30万円、同年10月及び同年11月を34万円、同年12月から15年2月までの期間を30万円、同年3月及び同年4月を36万円、同年5月及び同年6月を34万円、同年7月を32万円、同年8月から同年11月までの期間を36万円、同年12月を34万円、16年1月を32万円、同年2月から同年4月までの期間を36万円、同年5月を32万円、同年6月から同年8月までの期間を36万円、同年9月から同年11月までの期間を38万円、同年12月を36万円、17年1月及び同年2月を34万円、同年3月を38万円、同年4月を34万円、同年5月を32万円、同年6月を34万円、同年7月を36万円、同年8月を32万円、同年9月を34万円、同年10月を32万円、同年11月を34万円、同年12月から18年2月までを32万円、同年3月を34万円、同年4月及び同年5月を32万円、同年6月を34万円、同年7月及び同年8月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から18年8月まで

私は、社会保険事務所で標準報酬月額の記録の確認をしたところ、A社での申立期間中の標準報酬月額と実際の給与額とに相違があることを知った。

標準報酬月額の改ざんについては、社長も認めているため、一日も早く実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、申立ての事業所から提出のあった平成13年1月以降の給料台帳等の控除額に相当する標準報酬月額から、平成13年1月から14年9月までの期間は30万円、同年10月及び同年11月の期間は34万円、同年12月から15年2月までの期間は30万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は34万円、16年1月は32万円、同年2月から同年4月までの期間は36万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までの期間は36万円、同年9月から同年11月までの期間は38万円、同年12月は36万円、17年1月及び同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月から18年2月までの期間は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円とすることが必要である。

また、申立人提出の平成3年1月から同年12月までの期間、及び6年1月から12年12月までの期間に係る源泉徴収票から、控除額に相当する標準報酬月額は、平成3年1月から同年12月までの期間は34万円、6年1月から同年12月までの期間は30万円、7年1月から8年12月までの期間は28万円、9年1月から12年12月までの期間は30万円とすることが必要である。

さらに、同僚の平成5年分の源泉徴収票の厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に見合う保険料額よりも上回っていることが確認できる上、上記の申立人の平成6年以降の保険料控除の状況からも、申立人も同様の取扱いが行われていたと推認されることから、申立人の5年1月から同年9月までの期間は、4年の定時決定の状況及び源泉徴収票により確認できる保険料控除額から算出した標準報酬月額(26万円)に見合う保険料が、また、同年10月から同年12月までの期間は、6年の定時決定の状況及び源泉徴収票により確認できる保険料控除額から算出した標準報酬月額(30万円)に見合う保険料が控除されていたと推認されることから、それぞれの期間の標準報酬月額を訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成13年1月から18年8月までの期間については、誤った報酬月額の出払を行ったことを認めており、また、「13年よりも前の期間については、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、給料台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額がすべて一致しないことから、事業主は給料台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの期間、及び4年1月から同年12月までの期間については、源泉徴収票により当時の「支払金額」及び「社会保険料等の金額」は確認できるものの、申立人の当該期間に係る申立人の社会保険庁の記録の標準報酬月額に見合う保険料と、源泉徴収票で確認できる保険料控除額に大きな差は見られない。

また、平成元年8月から同年12月までの期間については、申立人は源泉徴収票を所持しておらず、当該事業所においても「当時の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としているが、当該期間は引き続く期間である平成2年と同様の取扱いが行われていたと推認される。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年12月11日から34年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年12月11日に、資格喪失日に係る記録を34年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月から34年3月まで

送付されてきた「ねんきん特別便」により、昭和29年11月から34年3月までのA社に在籍していた記録が無いことに気づいた。

社会保険事務所及び同僚に照会したところ、申立期間当時、同僚は厚生年金保険の加入記録が確認できたが、私一人のみ加入の記録が無いことが分かった。

私の加入手続きのみが放置されていたことは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚4人の供述により、勤務していた期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、A社が昭和23年6月21日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人の上司は、「女性は短時間勤務をする者がいたが、男性はいなかった。」と供述している上、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、同じ仕事をしていたとする7人の同僚すべてについて、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

なお、申立人は、「昭和 29 年 11 月から申立ての事業所に勤務した。」としているところ、勤務開始の年月日については同僚の供述が得られないが、住民票により、申立人は、31 年 12 月 11 日に B 市に転入していることが確認でき、同日から勤務し始めたと推認されることから、資格取得日は 31 年 12 月 11 日とすることが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 12 月 11 日から 34 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の仕事内容であった同僚の当該事業所における社会保険事務所の標準報酬月額の記録から、昭和 31 年 12 月 11 日から 34 年 4 月 1 日まで 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は廃業しており、事業主に確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などの機会を有することとなるが、社会保険事務所がいずれの機会にも申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 12 月から 34 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 12 月 11 日から 34 年 4 月 1 日までの期間を除く期間については、戸籍謄本により、申立人は 31 年 11 月 21 日に C 市から D 市に転籍していることが確認できるとともに、住民票により、31 年 12 月 11 日に B 市に転入していることが確認できることから、当該期間について、B 市にある申立ての事業所に在籍していたとは考え難い。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、当該期間における申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間中、A社に正社員の調理師として勤務した。長男が、昭和46年11月5日に三種混合の予防接種を受け、高熱が続いたため、B病院で治療を受けたが、脳性麻痺（二種2級）となり、50年に当時のC省から予防接種被害者認定が下りた。その時、社会保険証を提出して治療を受けたことを、私も妻も覚えている。

C省に予防接種被害者認定を受けるための書類が提出されていると思うので、社会保険証で治療した事実について、B病院、D市役所、C省等を調べて、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚等の供述及び提出された同僚とのスナップ写真により在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該事業所における厚生年金保険の加入要件について、同僚等は、「採用と同時に加入した。」、「試用期間経過後に加入した。」あるいは「3年経過後に加入している。」など様々な供述をしていることに加え、申立人が名前を挙

げた元上司等の同僚3人の厚生年金保険の被保険者記録も無いことから、事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は、昭和60年5月31日に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、その後に就任した事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認することができない。

加えて、申立人の長男の治療に使った保険の種類については、D市は、「申立人の長男に関する被害者認定の書類はあるが、治療を受けたとする医療保険の種類は確認できない。」としているほか、C省においても、「予防接種被害者の認定に関する書類は、保存期間が30年であるので、廃棄しているのではないか。」としており、その保険の種別を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年 5 月まで

私は、昭和 54 年 3 月から 57 年 5 月までの期間、A 社で深夜に新聞を販売店に配送する仕事に従事していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社に在職していた期間の年金記録が全く無いことが分かった。当該期間に同店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間中の昭和 54 年 11 月 1 日から 56 年 2 月 6 日までの間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所保管の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び申立人が同僚として挙げた 4 人について、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを示すそれぞれの氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、A 社では、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は既に廃棄し、当時のことを知る職員も残っていないため、人事・経理状況については不明である。」としており、申立人の主張を裏付ける資料、供述が得られない。

さらに、申立人は、「申立期間当時の A 社の従業員数は 15 人であった。」としているが、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に添付されていた被保険者増減表によると、同社の被保険者数は時期によって増減があるものの 10 人前後で推移しており、確認可能で申立期間に最も近い昭和 53 年 8 月の被保険者数は 11 人であることが確認でき、申立人が

記憶している従業員数を下回っている上、同僚の一人は、「厚生年金保険料を控除されるとその分給与が低くなるので、厚生年金保険料を控除しないで欲しい、と会社に申し入れた者がいることを聞いたことがある。」と供述していることから、事業主は、一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 7 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、私はA社に勤務していたが、この期間の給与は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と違うと思うので、調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、平成 12 年 10 月 1 日付けで資格を喪失しているが、同年 12 月 31 日までA社に継続して勤務しており、退職した記憶は無い。申立期間について、私が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「当社では、厚生年金保険料控除額が確認できる社会保険料の内訳リストを保有しており、これにより、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料額を控除していることが確認できる。」と回答している。

また、申立期間①のうち、申立人が提出した申立人名義の普通預金通帳においてA社からの入金記録のある平成 9 年 9 月 25 日以降の期間については、記帳されている給与振込額に保険料相当分を加算して算定した各月の給与概算額が、最少で 4 万 5,210 円、最大で 26 万 1,650 円と大きく変動しているとともに、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を下回る月も多く見られるなど、預金通帳のみでは申立期間の給与支給総額及び保険料控除額を推定し難い

ことから、社会保険庁の記録との比較ができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、平成12年7月に標準報酬月額が24万円から9万2,000円に改定されていることが確認できるが、これは同月の随時改定において、標準報酬月額の算定根拠となる対象月である同年4月から同年6月までに支払われた給与概算額の平均額が、前回改定時の15万6,000円から7万3,015円に大幅に下がったことが同預金通帳により確認でき、これに伴う届出が行われた結果によるものと考えられ、当該減額の改定は不自然とは言えない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 次に、申立期間②について、A社によると、「申立人は、平成3年6月12日から13年4月30日まで在籍している。」と回答しており、申立人が申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人は、平成3年6月12日付で研修生として採用された後、同年7月1日から厚生年金保険の適用となる正社員となったが、12年10月1日から厚生年金保険の非適用となる嘱託に身分が切り替わったため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、3か月後の13年1月1日から再度正社員となり、その3か月後の同年4月1日から再度嘱託となった上で同年4月30日付けで退職していることが、当社が保管する人事記録等により確認できる。」と回答しており、申立人は、申立期間②において、同社では厚生年金保険の加入対象とされない嘱託として取り扱われていたものと考えられる。

また、同僚から聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、A社は、「社会保険内訳リストにより、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等は無いです。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月から22年3月まで

私は、昭和17年11月ごろ、知人の紹介でA社に入社し、軍の食糧製造部門に勤務し、戦時中に工場が全焼した後、再開した工場では、炊事場の手伝いや繭倉庫での仕事など雑役をしていた。

申立期間について、同社に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張は、詳細かつ具体的であり、社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人が挙げた事業主や同僚の氏名が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和17年11月から19年9月までの労働者年金保険（厚生年金保険に名称変更）の期間においては、女性は加入対象となっていない上、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、申立人を記憶している者がおらず、事業主も「申立期間における厚生年金保険の適用状況は不明。」としていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認ができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち、所在が確認できた二人については、いずれも同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間当時、同社においては、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間に、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。